

医療的ケア児・者への切れ目ない支援の充実に関する指定都市市長会提言

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器等の使用や、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）は、現在、全国で約2万人と推計され、10年前の約2倍となっている。医療的ケア児の実態を継続的に把握していく仕組みを構築し、保育所や幼稚園、学校、障害児通所支援事業所等における医療的ケア児の受入体制を整備・拡充していくことが喫緊の課題となっている。

また、医療的ケア児が地域で生活していくためには、保育所や学校だけでなく、通院や外出等の様々な場面において切れ目なく医療的ケアが提供される必要があるが、日頃から児童の状態を把握している訪問看護は、医療保険上、居宅以外での利用は認められておらず、保護者等が経済的にも日常の生活においても多大な負担を強いられている状況にある。

さらに、医療・福祉・教育等の制度全般や地域特性を理解した上でライフステージに応じた切れ目ない支援を行うために、支援内容にふさわしい人材の確保育成・配置が必要である。

一方で、日常生活において医療的ケアを必要とする18歳以上の「医療的ケア者」については、障害者総合支援法における規定がなく、医療的ケア児のように障害福祉分野と医療・看護分野を総合的に調整できる仕組みがないため、児童と成人を包括した切れ目のない支援体制を構築する必要がある。

については、医療的ケア児・者が切れ目なく適切な支援を受けられるよう、以下のとおり提言する。

- 1 医療的ケア児の実態を継続的に把握するための仕組みを構築すること。
- 2 保育所や幼稚園、学校、障害児通所支援事業所等における看護師の配置や施設改修等、受入環境整備の促進に向けた支援策の充実を図ること。
- 3 医療的ケアのための訪問看護について、居宅以外での医療保険の適用など、利用しやすくするための支援策を講じること。

- 4 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを質の高い研修内容と充実した研修環境により養成・配置することができるよう、研修の実施や、適切な人材の配置に対する財政支援を拡充すること。
- 5 医療的ケア者支援について障害者総合支援法に規定し、児童と成人を包括した新たな制度を創設すること。

令和2年11月5日
指定都市市長会